



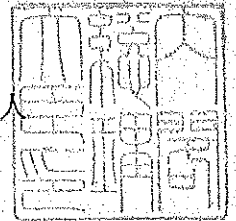
消食表第333号

平成22年9月30日

消費者委員会

委員長 松本 恒雄 殿

内閣総理大臣 菅 直人



諮 問 書

下記の改正について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法第19条第1項の規定に基づき、防かび剤又は防ばい剤を含む旨の表示を義務づける作物に、あんず、おうとう、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごを追加すること。